

4. 現状の評価と今後の課題

1. 人権全般について

【質問1】「あなたは「人権」ということについて、どのようなイメージ（印象、感想）を持っていますか。」の問いから、世代によって「人権のイメージ」について捉えや理解が違うことが見て取れる。

「人権」の捉え方として、重要であると、無関心又は批判的とあり、二極化している可能性がある。一般的に「人権」とは、社会的な差別（障がい者差別・部落差別等）と捉えられていて、「自分は差別しておらず、差別されることもないから関係がない」と思っている人が多いのではと考えられる。

【質問2】「あなたの人権は守られていると思いますか。」の問いについては、前回と比べて全体では大きな変化はないが、高齢者や女性に対する差別や人権侵害が現存している社会の中で、不合理な状況でさえ「自己責任」と捉えてしまっているという課題は変わらずある。

人権に対して、女性差別の観点から女性の方が敏感で、困り感がある。特に30歳代の間は、子育てなど家族が中心の生活となり、女性に不満がたまってくる年代。1950～1960年代は女性に対する社会的意識が低く70歳以上の女性は女性差別の認識が低くなっている。また、これは琴浦町だけの問題ではなく、日本社会の男女不平等が浮き彫りになっている問題とも考えられる。

【質問3】「現在、日常生活の中で、あなたが悩みや不安、疑問を感じているのは、どのようなことについてですか。」の問いからは、20～50歳までは「今後も仕事や年金などによる安定した収入が得られるか」の数値が高く60歳以上からは「自分や家族の健康と医療に関すること」の数値が高くなっている。職業別でも「今後も仕事や年金などによる安定した収入が得られるか」の数値が高く、現役世代の生活への不安がうかがえる。

【質問4】「あなたは、現在どのような人権問題があると思いますか。」の問いでは、町全体の人権意識が多少だが向上したことが分かる。しかし、「子どもの人権」「外国人の人権」等の人権問題に対しては意識が低い傾向がある。職業別から見ると、医療・保険・福祉関係者の「高齢者」に対する意識と、保育士・学校教員の「子どもの人権」に対する意識が低く、この層の底上げが必要になる。

また、「外国人の人権」等についても全体的に関心の低さが表されている。

【質問5-1】「結婚のときに身元調査をすることを、あなたはどう思いますか。」の問いからは、全体的に女性よりも男性の方が「やむをえない」の数値が高い。研修参加回数との関連から見ると研修に参加している回数の多い人ほど「すべきでない」と回答している。

全体で4割以上の方が身元調査を認めており、5人に2人は身元調査を「当然である」「やむをえない」と回答されている現状は、とても深刻な状況である。

【質問5－2】「当然である」「やむをえない」と答えた方にその理由をおたずねします。あなたの考えに近いものを選んでください。」の問いでは、身元調査を肯定、容認する理由として「常識であるから」「本人に重要な関連があるから」と回答された人が前回の調査と比べると増えている。

結婚を意識したとき（自分自身、子ども、孫）身元調査に対する考え方に変化が生じる可能性が高いと読み取ることも出来る。この内容に関しては数年後、数十年後、どのような結果になるのか、引き続き調査をする必要がある。

2 教育・啓発活動について

【質問6－1】「あなたは過去5年間に、人権・同和教育の講演会や研修会に参加されたことがありますか。」の問いからは全体的に講演会や研修会への参加が減っている状況が分かる。前回の調査以降、行政が主催する研修は動員形式から任意参加への形式になっており、行政職員の研修参加については動員はなく、自主的に研修参加している状況であり、良い傾向にある。

【質問6－2】「あなたが講演会・研修会などに参加されたのは、どういうことからですか。」の問いからは、町内の研修会は男性の参加、PTA研修会は女性の参加が固定化されているのが見てとれる。様々な家庭の中での制約がみられるが、参加者が固定化された現状を改善するためにも町内研修会は女性への参加を、PTA研修会は男性への参加を啓発していく必要がある。

また、それぞれの生活ステージに密接する年代別のライフスタイル・興味・関心・ニーズなどを考えた研修内容の設定。そして、女性の人権について意識する研修内容も併せて検討していく必要もある。

【質問7】「平成28年度に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。障がいのある人の人権に関することで、あなたは、現在どのような人権問題があると思いますか。」の問いでは、「学校等での教育を受ける権利が十分に保障されていない」への数値が低かった。どのように現状把握をしているのか、今後の更なる調査の必要がある。

【質問8】「平成28年度に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。あなたは、現在、日本に在住する

外国人に対してどのような人権問題があると思いますか。」の問いに対しては、「日本に在住する外国人への理解や認識が十分ではない」という数値が高いのは良い傾向にある。しかし【質問7】と同じく「学校等での教育をける権利が十分に保障されていない」への数値の低さが目立つ。全体的にも「外国人の人権」に対しての意識が低い為、更なる啓発・推進の必要がある。

3 部落問題について

【質問9】「平成28年度に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。あなたは、被差別部落や部落問題のことを知っていますか。」の問いについて今回、法律名を入れたため「法律を知っていますか？」という内容で捉え回答した人がいたと思われる。そのため「知っている」と回答した人が前回調査に比べ少なくなっている。

【質問10-1】「あなたは、過去5年間で部落問題に関する差別的な発言や行動を、直接見聞きしたことがありますか。」の問いから「ある」と回答した人は全体で約2割あり、何かしらの言動を直接見聞きしている。この状況は、問題があるとして捉えなくてはならない。

【質問10-2】「その見聞きした差別的な発言や行動は、次のうちどれですか。」の問いからは、「インターネット上での差別的な表現など」よりも「地域や職場、学校、家庭内などでの差別的な言動」という数値が高い結果から、生活圏内での差別的言動があることが分かる。身近に差別的言動を行う相手がいることがうかがえ深刻な状況といえる。

また、この項目においても「地域や職場、学校、家庭内などでの差別的な言動」で見聞きしたという数値は女性の方が高く、敏感に感じていることが分かる。以上のことから、生活圏内に部落差別が根付いていることも分かる。

他にも「インターネット上での差別的な表現など」と回答した人が前回に比べて増えており、インターネット等の影響があることがみられる。その為、ネットリテラシー等の研修もしつつ琴浦町としては生活圏内に部落差別があるという内容の研修をしていかななくてはならない。

【質問10-3】「地域や職場、学校、家庭内などでの差別的な言動を見聞きした時、あなたはどうしましたか。」の問いからは、20～30歳代の「差別に気づいたが、どうしたらよいかかわらず、何もできなかった」という数値が高く、年代が進むにつれ数値が下がっていく。前回調査と比べ、「差別に気づいたが、当人の問題であると思い、そのままにした」「その時は差別と認識せず、見過ごした」という数値が下がり、「差別に気づき、間違いを説明したかったが、できなかった」の数値が上がっている。

これらの結果から、差別を身近で感じた人の感情が大きく揺さぶられているのが分かる。差別に気づき指摘できる考えもある人が増えているが、行動できるまでには至っていない。

【質問 1 1】「今後、あなたの周りや親しい人の間で、部落問題に関する差別的な発言や行動を直接見聞きした場合、あなたは どう する と思いますか。」の問いと、研修参加回数との関連から見ると行動化については「参加したことが無い」「1～4 回」「5～9 回」の人はほとんど変化が無く、「10 回以上」の研修参加で変化が起きている。

【質問 1 2】「あなたは、部落問題をどんなときに気にしますか。」の問いに対して、全体的に「気にしない」という人が増えており順調ではあるが、まだ解決には至っていないという現状をしっかりと認識しておかなければならない。

また、前回と同じように親・祖父母世代の人も子ども・孫の「結婚を考えると き」に気にしている傾向も出ている。第 1 回調査時（約 10 年前）も、結婚問題が全体で約 3 割あり、結婚問題については継続した課題が残っている。特に女性が気にしているという現状もあり、部落問題と女性問題が関連した課題と言える。

【質問 1 3】「部落差別の現状についてあなたはどのように考えていますか。」の問いでは、個人の感覚、感想を聞いており、きちんと実態を把握した上での回答とは言えないことをあらかじめ述べておく。

研修等に「参加したことがない」と回答した人程、「わからない」と回答する人が多いという結果がでてい る。関心がない、もしくは身近に感じていない、という層をそのままにしておくことは、「寝た子を起すな論」の思想に繋がるため、研修の機会を増やす必要がある。研修参加回数の関連からは「格差は解消、差別意識は未解決」「わからない」と回答した人の意識が 1 回でも研修を受けることで意識が変わってきているのが分かる。

【質問 1 2】の関連からみると、「格差も差別意識も解消」「もともと存在しない」と回答している人たちの中には、「結婚を考えると き」には気になる。と矛盾した回答がみられる。この意識に部落差別が根付いており、この層は研修に参加していない傾向があり、今後の課題として取り上げていかななくてはならない。このことから、部落問題研修についての内容は「結婚問題」を取り上げていく必要がある。

【質問 1 4】「あなたは、部落問題を解決するために、どのようなことが必要だと思いますか。」の問いに対しては、前回と比較し、「そっとしておけば、差別は自然になくなる」「わからな

い」の数値が若干減り、「相談体制を充実する」「被差別部落の人々に対する支援を充実する」「差別禁止など差別をなくすために必要な法律等を整備する」の数値が増えている。

「相談体制を充実する」と回答している人は5人に1人あり、法律ができ相談窓口の充実を謳ってはいるが、整備しきれていない現状からこのような回答は増えたと考える。更に、年代男女別から男性に比べると20～40歳代の女性は「相談体制を充実する」と回答した人が特段多くあり、相談体制の脆弱さが浮き彫りになっている。これらの現状から、せめて「支援の充実」「法律等の整備」の救済を求めているのかもしれない。

職業別では、ほとんどの職業で「差別意識をなくし人権を大切にする教育・啓発活動を推進する」への数値が高い。また、「被差別部落の人々自身が、差別されないようにする」という、被差別部落に住んでいる人達へ責任を押しつける論や、「そっとしておけば、差別は自然になくなる」という、いわゆる「寝た子を起こすな」論も1割程度ある。おかれている状況の違いで意見が全く違う回答も見て取れる。この現状のギャップを解消するためにどのような方法で部落問題への正しい理解を進めていくか、大きな課題である。

4 その他

【質問15】「あなたは、人権が尊重される社会を実現するためには、行政の施策としてどのようなことが必要だと思いますか。」の問いからは、これまでの教育・啓発、施策等に対する否定的意見がある。今までの取組みの結果としても認識し、課題として取り上げていかななくてはならない。

いじめ・差別・人権侵害に対して泣き寝入りや耐えている人がいないような社会環境にしておくために、更なる人権・同和教育の推進が必要になる。あわせて、相談体制・教育の充実を図らなければならない。

そして、いじめ・差別・学力・社会構造は全部つながっていることを認識し、教育とは人間を豊かにするためのものと捉えながら、今後どのように人権・同和教育を展開していくかが大きな課題となる。

【質問16】では、「人権・同和教育に関する意見や感想」を求めた。ここのコメント及びここまでの調査から、冒頭においても述べたが、「人権」に対して、重要であるという捉えと無関心又は批判的な捉えとあり、意識は二極化していると言える。

批判的な捉えからは、これまでの同和对策や行政施策、解放運動への理解不足や不信感などが反発心となって言動に現れている可能性がある。実際、意見や感想からも「もう十分やった」「被差別部落は優遇されている」という旨の記述が見られた。

そして、部落問題については「寝た子を起すな」論や「逆差別」論といった人たちがいることもうかがえる。一方、部落問題の解決のために行政の積極的な取り組みや学校での教育・啓発に力を注ぐべきという肯定的な意見も見受けられ、問題解決に前向きな人たちがいることも事実である。

今回の調査の内容でも分かるように、日常生活での性役割の実態や結婚問題など多岐にわたり実際にあらゆる質問に対し困り感が出ているのが女性に多い。また、在住外国人への理解や認識が不十分で外国人の人権についての意識も低い状況がある。

これらを踏まえ、今後の人権・同和教育及び啓発の推進にあたっては、いま一度部落問題では「結婚差別」に焦点を当てていき、女性の人権、外国人の人権についても琴浦町の課題として捉えていく必要がある。

また、町全体で人権・同和教育及び啓発を推進していく為に、教育現場である学校・園との連携が必要不可欠となり、具体的な連携体制を検討していかなければならない。

そして、人権啓発の推進者として積極的な役割が求められている行政職員に関しては、動員なしの興味のある講演会や研修会に参加する形式だけでは、人権意識が下がる要因になるため定期的な人権・同和教育職員研修（初任者研修・係長中堅研修等）を継続して実施しなければならない。

町民と町との相互で協働し「人権が尊重される社会を確立」してしていく為に町民一人ひとりが人権意識を高め、問題を自分事として捉えることが重要である。

第3回琴浦町人権・同和教育に関する意識調査自由記述欄回答を読んで

一盛 真（大東文化大学）

はじめに

本稿では、本調査の自由記述欄を読み、その傾向の分析を試みる。なお、アンケート記述の引用は筆者の理解という限定付きの要約であるので、記述者の意図を誤解していることもありうる。

＜アンケートに対する受け止め方＞

本調査は人権問題の調査であるが、「部落問題」のアンケートと理解される傾向と「アンケートをしても解決しない」という意識調査政策方針の一連の行政の対応に期待しない記述が目立った。一方で、これだけの自由記述が書かれたことは、行政に対してしっかり向き合ってほしいとの期待の表れでもある。

＜琴浦町の際立った特徴＞

琴浦町の今回の記述は際立つ特徴があった。先に指摘した①人権問題＝「部落差別」問題と多くの人が想定して記述していることである。これは「部落差別」が「解消した」「存続している」という意見の違いに関係なく傾向として読み取れる。さらに深刻な特徴として②記述の殆どが「部落問題」に集中し、そこでは町内の意見対立が顕在化していた。ただし、争点は差別の存在の有無ではない。アンケート実施時期の町民の意見の「対立」「怒り」、これまで悶々としていた「思い」、「危機感」が一気に噴き出している。そのため、多くの自治体の調査では自由記述欄の丁寧な分析はあまり見られないが、ここでは貴重な町民の声を少しでも明らかにしておくことが大切だと考え、自由記述欄の整理分析をすることにした。

ただし、本来なら、この時期の町の状況にまで踏み込んで分析をしなければいけないが、今回の調査の領域を超えているのでできていない。そのため、「思い」を建設的にくみ取り切れていない箇所も出ているのではないかと危惧はしている。その点に本分析の限界はある。

I. 「部落差別」問題を巡る認識—対立する意識の論点—

ご存じのように「部落差別」の有無を巡る意見の相違・対立は琴浦町だけの問題ではない。これは全国一律に語れるものでもなく、制度的問題、経済的物質的問題と意識の問題を丁寧に腑分けしながら、琴浦町の現実在即して考える性質の問題である。

一方の際には、「いつまでやっているんだ」「被差別部落の人の意識も問題」「心の中で強い疑問を持っている」という意見があり、他方では、これまで辛い思いをして頑張ってきた取組みが「薄れていく」という焦燥感が読み取れる。そこで記述された内容を整理分析してみた。

1. 「部落差別は存在しない」

「部落差別がない」という意見は、「差別がないという人がいる」「子どもの頃から差別というものを知らない」「なぜ人権・同和教育の調査なのか？自分の中では解決済みの問題で、ほかにもっと大事な調査があるはず」という「差別」＝「部落差別」という前提で書かれているのが目立った。このアンケートにある「人権・同和」という表題が誤解を生んでいる可能性も考えなければいけない。「人権・同和」という名称は、人権施策の過渡的な思いを込めた名称であるが、次元の異なる概念を並べることで混乱をさける改正を検討すべきである。

また、「部落差別をほとんど聞かなくなっている」「周りで聞かないので気にしていない」

「部落差別は今の世の中ではなくなっている。考えすぎ」という意見があった。しかし、意識調査の結果を見る限りでは「部落差別」といえる意識と行動の実態（例えば興信所を使った調査。結婚差別）が現れているので、「自分には見えない」「もう差別はない」と簡単に言い切ることに注意を要する。旧同和对策事業とそれに続く減免・補助・支援に対する不満、運動等に対する不幸な感情が存在してきた。そのことと「部落差別はない」ということは別問題である。

中には「部落差別」的な同和行政、運動への不満も存在するため注意を要する。ここについて、ただ差別的としてしまうのではなく、なぜそのような不幸な感情が町内にあるのか、その人々の声に対し丁寧に耳を傾け、過去・現在の何にその人々が問題を感じているのかという点も行政は向き合う必要がある。

2. 「部落差別」自然解消論

また、「部落差別」の存在は認めるものの、「古い年代だけで子どもは関係ない」「高齢者の部落差別意識は残っているが、変える気はなさそう。若年層はそのような意識はない。高齢者が減れば部落差別はなくなる」という自然解消を座して待てばよいという意見も見られた。これは「寝た子を起こすな」論と共通した認識に立つ意見である。社会的差別が、なぜ再生産されるのかという問題を考える必要がある。日本社会は、「ほっておけば差別は消える」という状況にはない。例えば、「部落差別は年配の人だけで若者はそう思っていない」と書いた若者がその後のくだりで「笑いにする

のはまずい」と書いている。若者が「部落問題」を笑いの対象にするという矛盾した記述である。日本社会は、他人の「弱点」「身体的特徴」「羞恥心」を笑いの対象にすることが「笑いの文化だ」と豪語される社会である（人権意識の社会的貧困状態）。「気にしていな」くとも人権感覚が貧しければ、日々の生活の中でその社会の差別意識は継承されていく。「部落問題」を例に考えると、若いころはそういうことを気にしないという青年が、自らの結婚の経験、そして自分の子どもの結婚時になると「気になる」という意識の「変化」（差別の顕在化）がありえる。70年代の若者たちが、上の世代の差別意識を継承したように、現在の20代が、「気にしていない」ということを楽観視はできない。

3. 「被差別部落特別扱い」＝「逆差別」

これについては物質的状況・制度と意識を分けて考える必要がある。

固定資産税の減免措置など物質的貧困とそれに対する制度については、「生活水準は向上しているので税の優遇、補助金はいらない」という意見が多い。そのため、「同和対策に税金を使わないでほしい。なぜ特別扱いをするのか?」「既に格差がなくなっている。支援は逆差別になっている。被差別部落の側が意識を変えていかなければいけない」という批判（「逆差別」）に繋がっている。

この点は、実態に即した政策転換の時期を逃すと、かえって差別が意識の上で存在しているだけに「逆差別」論が活発になる。さらに、被差別部落外の生活の厳しさから、「被差別部落」に批判の矛先を向けてしまう場合も考えられる。正確には実態を指し示すデータに基づかなければならないが、おそらく独自の同和対策（経済対策）ではなく、福祉政策一般に対象を広げた対応の中で、「被差別部落」の中の経済的厳しい家庭をフォローしていく方向性に切り替える時期にきている、いや、やや時を逸しているのかもしれない。（この調査の直後から、町は政策の切り替えを始めたと聞きました。※1）

一般に、長年にわたり社会的差別の対象とされた社会集団に対して政治的・経済的状況が同等に見える段階に到達しても、長年の差別の歴史のなかで蓄積されてきた「文化的・意識的問題」が存在する以上、何らかの独自の施策を継続しなければならない。経済的格差がなくなったということで対策をなくすべきだとする「逆差別論」の特徴は、長年にわたる差別・抑圧の歴史的視点の欠如にあり、経済的収入の問題だけではなく家庭の文化資本などの格差にも目を向けなければならない。このような点で、部落差別に対する独自の政策の必要性が存在する。世界的に社会的差別に対する「逆差別」の論調は、よく見られるものであるが歴史的・構造的な視点の弱さが特徴である（例えば、『黒人』問題、「女性問題」）。琴浦の被差別部落の現実と差別はどうかという実態を丁寧に見なければいけない。

意識については、「人権の議論をするうちに同和の問題になっている」というものは、一定うなずける。

一方で、「行政は被差別部落、女性の立場に立ちすぎで公平ではない。」「人権をうたうのであれば公に甘えすぎ」「差別は部落だけが差別を受けているわけではない」というような、差別の論理を内包した公共意識も気になった。

4. 部落差別存在論

「建前はともかく、結婚・不動産で部落差別が存在する」「まともに差別的な発言をする人もいる」「結婚式で部落差別を経験した」という「喫緊の問題」だという認識も数は多くないが存在した。この点は、アンケート調査と符合する。

5. 「無自覚なマジョリティ」

他人事だという指摘も気になった。「子どもの結婚の時期が過ぎたからか、自分は特に気にしていない。自然消滅する」「少数者を尊重しすぎると多数者が生きにくい社会になる。 LGBT を行政が尊重すべきことか疑問。」自分は差別を受けることはないと確信しているマジョリティ（「特権」を持つ側）の意見である。この人たちは「私は差別をしていない」と自己認識していると思われる。このようなサイレント・マジョリティ（※2）の意識を丁寧に揺さぶる必要がある。

さらに、これらの記述を個人の問題として考えてはならない。啓発における「我がこととして考える」という目標設定の限界性がここに表れている。自分は、差別を受ける「当事者」ではないが、被害者に思いをはせる「想像力」「やさしさ」「善意」「寛容性」を持つとうというこれまでの啓発の在り方に問題がある。この発想は「特権」を持つ「安全地帯」の側からの発想である。差別は「される側」の問題ではなく、「する側」の問題である。より正確に言うならば、その社会の支配的な価値観、文化、制度の問題で、その社会に違和感なく自分が「普通」と思える「マジョリティ」こそが当事者である。この「マジョリティ（権力的多数者）」は「マイノリティ（権力的少数者）」に対して「特権性」を自覚する・しないにかかわらず持っている。差別に怯えたり、自らの出自に劣等感を持つ必要がないというのも「特権性」である。日本の社会では、日本国籍を有する、民族的アイデンティティを差し迫って意識することがない、男、健常者、性自認が生物学性と一致、性思考が異性、大卒、などが「特権性」となる。自己のアイデンティティに向き合う緊急性がないのはその社会の権力的多数者に属しているからである。

欧米の「人種」を巡る啓発実践は、「ホワイテネス・スタディーズ」（人種差別の原因をマジョリティの「白人性」＝「特権性」に見出す研究）の成果に基づき、「マジョリティ」の「白人性」＝「特権性」を揺さぶる実践が進んでいる。（※これは「糾弾」とは異なる。）日本では弱者に思いをはせる「同情融和」と、「差別をはねのけ、強く生きる」解放教育の考え方がこれまで主流であったが、国際的にはその見直しが進みつつある。

6. 「差別は人間（社会）の本性で解決不可能」とする論

「差別はひどい実態があるが、人類の普遍的特性で無くならない」「人類は比べる生物。優劣を決め優越感劣等感に浸る生物と理解しなければいけない。差別は消えない。劣勢に立たされた人はそれをはねのける力を教育は教えるべき。お金の補助ではなくお金の稼ぎ方を教える必要がある。援助に頼る生き方を教えてはいけない」「なぜ差別が悪いのかわからない。普通に生きていればある。その人にとって普通があるだけ。」

これらは、人間観、社会観の問題であり、新自由主義的価値観（※3）（競争を多様かつ積極的に導入し解決を図ろうとする。また結果を自己責任とする価値観）にどっぷりつかっている傾向がある。また、人間がなぜ差別をするのか、人間の本質（類的本質存在）に立ち戻り検討する必要がある。すなわち人間は他の哺乳類と同じように種の保存のため利己性と競争という本質を持つ一方で、他の哺乳類とは際立つ利他性と相互扶助性という本質を持つ。この二つの本性をいかに理解するかが重要である。

II. 人権教育・学習、啓発の課題—根本的な見直しの必要性—

1. 「寝た子を起こすな」論

今回、「寝た子を起こすな」論の記述が極めて多かった。「知らなければ何も起きない」「普段は差別を忘れているが、アンケートで思い出す」「同和教育を深く学ぶことで差別につながる。暮らしにくい環境になる。」

ただし、「寝た子を起こすな」論ばかりでなく少数であるが「自分が『マジョリティ』であるという研修をする必要がある」「なぜ差別をしてしまうのかの原因を深く探る必要性」があるという意見も存在している。なぜ差別をするのか、そこにおける普遍性と各々の特殊性、さらになぜ「寝た子を起こすな」論が出てきてしまうのかの分析が必要であろう。

2. 人権教育・学習、啓発の課題

「寝た子を起こすな」論が多く出てきてしまうのは人権教育・学習・啓発がうまく成立していないことの表れでもある。

その点に関しては以下の記述が気になった。

「同和教育」の問題点が記述の中から読み取れた。「教育をする中で誰が部落民かがわかる」「部落問題を知ると直接差別はしないが意識を持つ」「人権・同和教育はするべきだが、知ったことを面白がって差別する人も出た」という人権教育を受け止める下地（人権感覚）ができていない状況で、「同和教育」が上滑りになっていた記述が見られた。この上滑りの問題は、下記に指摘する幼児期・児童期の「人権教育」の在り方の必然である。

日本の社会全般で誤解されている「早期教育」の問題が、人権教育の中でも出ている。「園児にバッジ付けさせる」「小学校低学年からの教育・啓発はしっかりしていくべき」という意見には、何が問題であるのか明確にしておく必要がある。

差別に反対する価値感の育成は、子どもの成長の在り方との関係で考えなければ人権教育として成立しない。幼児、低学年児童の時期は、集団遊びの発生、自我の確立過程、道徳的価値観の形成などが顕著に見られる時期である。この時期は、「笑い」の価値観も道徳的価値観と表裏の関係で形成されるため、先の他人の「弱点」を笑いの対象にする価値観を獲得してしまう時期でもある。その一方で国家、身分、歴史性などの社会認識が成長するのは高学年児童以降である。「部落問題」「身分制」を早期に教えることはあまり意味をなさない。身近な友達の「悲しみ」に向き合える集団を育てることがこの時期大切である。

その最も悪い例が記述の中にあった「ひな人形」さらには節分の鬼の「悪」の文化性の否定（「善」と「悪」はその社会の価値観、宗教観とかかわりで対をなす大切な社会的文化的価値観である。社会的正義を身につけていくうえで重要な価値規範として存在する）であろう。子どもの成長は、「社会化」とも言われ、その社会の文化、価値観、常識の獲得過程と言われる。当然その中には、身分、階級、ジェンダー、道徳などの問題が内包されている。大切なのは親や教師の価値観を幼いころから刷り込むことではなく、長期の展望（人権教育計画の必要性）のもと子ども自身が自己の価値観を自覚的に研ぎ澄ませ、既存の価値観を点検する力を育てることである。社会的な問題に関わりこのことが可能になるのは青年期の課題と言える。擦り込まれた価値観では、社会の変化の中で変容していく差別の在り方に自分の目で見えて発見し判断する力は育たない。子どもの成長に即した人権学習という意味では、身近な友達の「仲間外れ」、「いじめ」に違和感を持ち、集団で解決できる力を養うことが後の社会認識を伴った人権学習、人権侵害を良しとしない人格形成につながる素地を準備する。

幼児・児童期における有効で必要な人権教育はジェンダー教育である。この時期幼児、児童は「有害な男らしさ」「女の子らしさ」を社会的に刷り込まれていく。そのことが世界的に遅れている日本の性差別を温存（性差別の現代的本質は雇用にかかわる社会的制度に原因はある）し、さらには性的マイノリティ当事者の生きづらさも生み出している。特にこの点については幼児期の保育・教育に関わる人々の在り方が重要であるが、高度な専門性を有する職種であるにもかかわらず、社会的にその地位が尊重されていない現状や、ジェンダーにかかわる研修が日本の社会では絶望的な状況にある。

今回、「高校の時期の部落差別の教育が生きている」という記述に救われた気がした。大切なのは子どもの成長を理解した上での人権教育・学習である。

また、「研修の出席率向上の施策を」という意見、反対に若い人の「強制はいけない」という2つの指摘が際立った。研修に多くの人を集めたいという意識も健全であるが、どこで何を学び、何を

考えるかということが尊重できない「人権教育・啓発」は人権侵害である。その点が啓発思想の歴史的矛盾である。啓発の対象者も思想を持つ主体である。そのことをどれだけ尊重しながら進められるかという困難な課題を啓発という行為は属性として持っている（啓蒙主義の限界性）。

さらに、差別は「個人の心の問題」とする記述があった。「個人の心の問題」とは、個人の心の有り方に矮小化する議論で、差別が起きる社会的要因・制度から目がそらされてしまう。このことは差別の原因と解決にかかわる問題だけに啓発等で重視すべきことである。この点は、近年の自治体、企業が推進している「アンコンシャス・バイアス（※4）」「マイクロ・アグレッション（※5）」に重点を置いた啓発に注意を要する必要がある。先にも指摘しておいたが差別はその社会の支配的な価値観・文化・制度とそれに違和感を持たない人々の問題である。個人の無意識な偏見に向き合うことは私も賛成であるが、本質を抑えないと個人の道德の問題に矮小化されてしまうことに注意を払う必要がある。

3. 他の人権課題を重視せよ

「幼少期からの人権教育が大事である。同和教育ではなく、差別とは何かという学習が必要」「現在は、部落差別より障がい者、高齢者、性差別の方が大きい」「人権教育は重要だと思う。同和教育は良くなされているから、これからは障がい者、外国人問題が重要」「人権学習会は必要だが同和研修会は疑問。もう差別はないのでは。」

「部落差別」を含めた琴浦、日本社会に即した人権学習が必要であろう。そこではニーズのあるなしではない。「その場にいないことにしている」（例えば在日コリアン、アイヌ）多くの問題が日本の社会には存在している。また「部落問題」と「女性差別」を別々の問題として想定すると、視野から外れる人々が出てきてしまう。例えば「部落問題」の課題を考えると、往々にして被差別部落の男の存在（特権を持つ人々）・価値観がそこでは前提とされてしまう。そこでは被差別部落の女性独自の問題は課題から落とされてしまう傾向がある

この人々は、「部落問題」でも「性差別問題」でも抜け落ちてしまうような独自の問題を抱え込む。そのような抑圧の「交差性」をどのように視野に入れていくのが今後の課題である。

Ⅲ. その他気になる記述

その他気になる記述では、「多様な相談体制」を望む声があった、このような声は丁寧に行政が対応すべきであろう。日本の行政は窓口申請主義の原則に立つ。これまで隣保館職員が行ってきた地域の人々に寄り添い、話を聞きに行き、場合によっては申請などの手伝いをするのが広く福祉行政一般で必要とされている。その最初の入り口としての「多様な相談体制」は重要であろう。

また「権利を主張するならまずは義務を果たせ」と言う権利義務論もあった。使い古された「ク

リー・ハンズの原則（※6）」である。しかし、自然法思想に基づく人権は、この原則が当てはまらないというのは人権学説の定石である。この考え方を人権に及ぼしてしまうと社会権など人類が獲得してきた人権体制を崩壊させてしまう。例えば生活保護などのセイフティーネットを認めない危険な社会を目指すこととなってしまう。意欲どころか義務の結果を出さなければ、人権は補償すべきではないという恐ろしい思想である。このような古典的自由主義の議論が日本社会の有識者にいまだまかり通っている点が、日本の人権思想の無理解の特徴である。このことは、生活保護バッシングでよく見られる傾向である。

露骨な差別表記を書いている記述も存在した。マスメディアによって刷り込まれた「在日」攻撃と反韓記述であった。深刻な現実である。

また「議員の差別」に関する記述が2件あったが、詳しい記述ではない点、また正確な情報を私が持っていないためここではコメントはできない。

最後に指摘しておきたいのは、今回のアンケートでは同じ階層、年代、社会的差別を抱える人でも女性に困り感が強い傾向が見られた。これは先にも書いたが、社会的差別問題で言うならば、「部落問題」でも男性の置かれている状況と女性の置かれている状況が異なり、「部落差別」と「女性差別」という2つの抑圧の「交差性」の中で、独自の困り感があるのが選択肢アンケートでは読み取れた。しかし、記述欄では一切そのような記述は見られなかった。この問題は行政の側からの啓発が待たれる。

まとめ

記述欄では、「部落問題」が際立った争点であった。町内の実態をめぐり大きく認識を異にしていた。ただし、ここで注意しなければいけないのは明確な2極化ではなく、「寝た子を起すな」「自然解消」論などの記述が目立った点である。これは問題の解消の過渡期の表れとも読み取れる。確かに被差別部落の経済的事情はかなり改善されてきており、差別の争点は、「結婚」「不動産売買」などの意識の問題になっている。また、日本社会の経済的状況の悪化、貧困化、格差拡大が進行している背景も「逆差別」論が出てくる一因になっている。運動等を巡る相互の不幸なやり取りなども影響があるのかもしれない。（背景に差別意識などもあることも予想される。）

今回の調査は、実態調査ではなく意識調査のため数量的根拠に基づく明確な結論は出すことは出来ない。あくまでも記述を読む範囲での提言的な結論としては、①行政の物質的施策は、同和対策事業にみられたような「被差別部落」への独自の施策から、町民全体を対象にした福祉施策の中で、被差別部落の貧困家庭も投網にかけていく段階にある。②「部落問題」は、意識の上では解決されておらず、人権教育・学習、啓発の一環としてその必要性がある。地域に根差した「部落問題」（存在する場合）を当該自治体の政策から外すようなことが起きた場合は、人権施策全体が後退・形骸化することは、これまで県内の自治体で経験してきたことだけに行政のかじ取りが問われている。

③加えて「人権・同和」という呼称についてはその歴史的独自の意味の精神を大切に継承する中で、「人権」という論理的整合性のある呼称に呼び変えていくことが良いのではないと思われる。その場合、不安になる人々の気持ちを行政は施策の中でしっかりと答えていく必要がある。

④人権教育・学習・啓発については、地域の実態に即したものを重視する事、また日常生活の中で一人一人が大切にされているのか、新しい社会的差別を見抜く力の育成、「見えていない」「気づいていない」「存在しないと思い込んでいる」社会的差別の存在に目を凝らしてしてみる機会（ニーズに偏りすぎない）などが必要であろう。その場合、常に「我がこととして考える」の内実を大切に
にした人権教育・学習・啓発であることが重要である。

⑤また教育の場では、幼児・児童・生徒の成長に即した対象、方法と到達（性急な早期教育は擦り込みである）の熟慮が必要であろう。「私は差別をしていない」というサイレント・マジョリティの意識を丁寧に揺さぶる必要がある。それは「差別者」と性急に追及していくことではない丁寧な教育実践が問われている。

⑥大切なことは、琴浦町に人権侵害をめぐり不安に感じていたり、怯えていたり、アイデンティティを脅かされている人の存在に注視し、不安を持たない人と常につながった問題であることを忘れないことである。問題の所在は、「普通」と思われる社会の価値観・文化・制度とそれに違和感を持たない人々にある。

※1 「琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免要綱」は令和2年3月24日に廃止となっております。

※2 サイレント・マジョリティー

マジョリティーの側に属しつつ、積極的な差別的発言行為はしない人々で、多くは自分は差別はしていないという認識に立っている。

※3 新自由主義

政府の市場への規制・保護をできるだけ最小限にし、可能な限り競争原理を導入しようとする経済・政治思想。

※4 アンコンシャス・バイアス

自分自身は気づいていない「ものの見方や捉え方の歪みや偏り」のことをいう。無意識のバイアスともいう。

※5 マイクロ・アグレッション

意図的か否かは関係なく、政治的文化的に疎外された集団の中に何気無い日常の言動にあらわれる差別、偏見、侮辱、否定的な態度のこと。

※6 クリーン・ハنزの原則

法を遵守する者だけが、法の保護を求めることができるという原則。